

独居認知症高齢者等に関する対応マニュアルの指針に関する研究
—分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成—

研究協力者 角田光隆 神奈川大学法学部・教授

研究要旨

防災対策における要援護者名簿の作成・更新、一人暮らしの認知症高齢者等のための災害時の集会室等の利用、自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた一人暮らしの認知症高齢者等の個別避難計画の協力関係、福祉避難所の認識、一人暮らしの認知症高齢者等の対応方法の認識、一人暮らしの認知症高齢者等の支援策の実施状況に関する神奈川県内の分譲マンションに対するアンケート調査・インタビュー調査から判断して、まだ一人暮らしの認知症高齢者等の支援の対応が不十分であることが判明した。

次年度においては、この調査を踏まえて、全国的な視点から一人暮らしの認知症高齢者などの置かれた状態を考慮した指針・支援策を提案したいと考えている。

1. はじめに

前年度において、分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成に関する管理組合の独居認知症高齢者等の対応マニュアルの作成のために、分譲マンションの場において、マンション管理計画認定基準の一般的な基準と自治体独自の基準、建物の区分所有等に関する法律の改正の内容、名簿の作成と更新・確認、災害への備えおよびリスク管理、コミュニティづくり、認知症高齢者とコミュニティづくり、自治体等による避難行動要支援者に対する支援、災害時における認知症高齢者の配慮について文献等を参照して論じた。

今年度は、前年度の研究を踏まえて実態調査を行った。神奈川県内の分譲マンションの管理組合の団体である「NPO 法人かながわマンションネットワーク」にアンケート調査の協力を依頼し、アンケート結果から判断して良好な取組を行っているマンションにインタビュー調査を行った。

「NPO 法人かながわマンションネットワーク」は、「NPO 法人かながわ県央マンシ

ョン管理組合ネットワーク」、「NPO 法人湘南マンション管理組合ネットワーク」、「NPO 法人かわさきマンション管理組合ネットワーク」、「NPO 法人横浜マンション管理組合ネットワーク」、「NPO 法人よこすかマンション管理組合ネットワーク」から成っている。令和5年9月30日現在で252組合が会員であり、49,778戸の住戸が所属している。

アンケート調査は「NPO 法人かながわマンションネットワーク」を通して神奈川県全域の管理組合・自治会に対して実施され、約2割の回答を得た。この回答の中から8個の管理組合・自治会に対してインタビュー調査を行った。

アンケート調査は質問を限定し概括的な事項に回答するものであり、全体の傾向を知ることができる。しかし、これだけでは具体的な取組が分からないので、インタビュー調査でアンケート調査の事項について取組資料を閲覧しまたは提供してもらい詳しい内容を確認した。その他の関連事項も聞いた。

これらの内容について以下において論ず

ることとする。その上で、課題を指摘し若干の分析をすることとする。

2. アンケート調査

アンケート調査の事項は、マンションの属性、被災の経験、防災対策、地域との連携、高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援に関するものである。

一人暮らしの認知症高齢者を中心に据えているが、マンションの日常生活では一人暮らしの認知症高齢者とその他の高齢者・障がい者と必ずしもはっきりと分けて対応しているわけではないので、高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援という質問事項とした。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援の状況を知るために、この前提として防災対策、地域との連携についてもアンケートをしておいた。

2.1 高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援に関する質問事項

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援に関する質問事項の中で、「要援護者名簿を作成し、更新していますか」という質問事項に対して、約65%が「いいえ」であり、約35%が「はい」である。この数字から要援護者名簿を作成し、更新していないことが多いことが分かる。

管理組合・自治会には要援護者名簿を作成し更新することを求めたい。

また、「高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために災害時に集会室等を利用できますか」という質問事項に対して、約47%が「いいえ」であり、約53%が「はい」である。この結果から災害時の集会室等の利用がまだ進んでいないことが分かる。

また、「自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画に協力していますか」という質問事項に対して、約77%が

「いいえ」であり、約23%が「はい」である。この数字から個別避難計画に協力していないことが多いことが分かる。

ただし、自治体がそもそも個別避難計画を実施していない場合であれば、協力ができない場合があるし、自治体が個別避難計画を実施しているが、個別避難計画の対象となっていない場合がある。前者の場合は、自治体に個別避難計画を策定することを求めたい。さらに、自治体が個別避難計画を実施しており、個別避難計画の対象となっているが協力していない場合がある。この場合は、管理組合・自治会に個別避難計画の策定の協力を求めたい。

「福祉避難所を知っていますか」という質問事項に対して、約80%が「はい」であり、約20%が「いいえ」である。この数字から福祉避難所を知っていることが多いことが分かる。

「高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を知っていますか」という質問事項に対して、約76%が「いいえ」であり、約25%が「はい」である。この数字から高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を知らないことが多いことが分かる。

この場合を前述した質問事項と関連付けて分析する。要援護者名簿を作成し更新していなければ、高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を知らないことになる。

しかし、その逆に、要援護者名簿を作成し更新していれば、高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を知っている場合がある。

ところが、要援護者名簿を作成し更新していても、高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を知らない場合がある。この場合が意外と存在し、放置されているのが現状である。

管理組合・自治会には要援護者名簿を作成・更新すること、その後に高齢者（認知

症の人を含む)・障がい者等の対応方法を学び、適切な行動を取ることを求めたい。

「高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援策を講じましたか」という質問事項に対して、約88%が「いいえ」であり、約12%が「はい」である。この数字から高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援策を講じていない場合が多いことが分かる。

この場合は、「高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の対応方法を知っていますか」という質問事項と同様の分析をすることができる。

また、高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の具体的な支援策を問うた質問事項に対して、具体例があまり指摘されていなかった。

2.2 防災対策に関する質問事項及び地域との連携に関する質問事項

高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等の支援に関する質問事項に関連して、防災対策に関する質問事項の回答及び地域との連携に関する質問事項の回答の全体の傾向を指摘しておく。

「防災対策をしていますか」という質問事項に対して、約77%が「はい」であり、約23%が「いいえ」である。この数字から防災対策をしていることが分かる。

しかし、「防災マニュアルを作成していますか」という質問事項に対して、約61%が「はい」であり、約40%が「いいえ」である。この数字から防災対策はするが、防災マニュアルまでは作成しない場合があることが分かる。防災対策をするうえで、防災マニュアルを作成することが重要であるので、その作成を求めたい。

「災害時に備えて通常時に居住者間の意思疎通の取組をしていますか」という質問事項に対して、約47%が「はい」であり、約53%が「いいえ」である。この数字から、災害時の助け合いにとって通常時

に居住者間の意思疎通の取組が重要であるにもかかわらず、この取組が進んでいないことが分かる。この取組は、特に高齢者(認知症の人を含む)・障がい者等にとって意義があるので、この取組を行うことを求めたい。

他方で、「自治体との災害時の連絡体制などがありますか」という質問事項に対して、64%が「はい」であり、36%が「いいえ」である。

「自治体の地域防災(避難所開設・運営等)に参加していますか」という質問事項に対して、約55%が「はい」であり、約45%が「いいえ」である。

「マンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加したことがありますか」という質問事項に対して、約60%が「はい」であり、約40%が「いいえ」である。

これらの数字から6割ほどが地域と何らかの連携をしていることが分かる。

2.3 インタビュー調査

アンケート調査の回答の中から8個の管理組合・自治会に対してインタビュー調査を行った。この結果をそれぞれの管理組合・自治会ごとに解説する。

2.3.1 すずき野団地

すずき野団地は、神奈川県横浜市青葉区の住宅地の中にある団地である。

すずき野団地は、防災対策の一環として、2019年6月に「すずき野団地 災害時行動計画」を策定し、「すずき野団地 防災マニュアル」も作成した。2021年から「団地再生まちづくりプラン」の策定に向けて未来会議を開催し、災害に強い団地をミッションの一つとしている。

「すずき野団地 災害時行動計画」において、避難行動要支援者(高齢者・要配慮者)への対応に関する説明があり、救護班の役割の中に避難行動要支援者誘導・搬送・救護が書かれている。「すずき野団地

防災マニュアル」においては、近隣住民の安否確認と助け合いが書かれている。

防災対策の主体は管理組合と自治会からなる自主防災協議会である。2024年6月から防火・防災委員会に改組される。

定期的な防災訓練について、年1回防災訓練を行い安否確認訓練も行っている。これは、アナウンスがあったら棟北側の窓に黄色いタオルを出し、棟委員が階段下にある安否確認表に記載して災害対策本部（集会所）に提出するものである。

災害時の家庭の備えについて、広報誌で注意喚起している。

災害時の避難場所・ハザードマップを集会所前に貼り付け、土砂災害の危険区域も周知している。

災害時の対宅避難を推奨し、三日分の食料・水の確保を促している。

災害時に使用する道具や備品を七か所の防災倉庫に入れて備えている。太陽光発電の計画をしている。

災害時の居住者の安否確認の体制は出来ている。防災訓練で安否確認訓練を行っている。

耐震診断は予備診断を平成11年に行ったが本診断は実施していない。耐震改修はしていない。

災害時に備えて通常時の居住者間の意思疎通の取組は特にしておらず、月1回の一斉清掃がそれに当たるのではないかとする。ただし、すすき野団地における「個・弧の時代の人生ケアシステム」に関する実証実験が行われていた。

防災意識の向上を広報誌によって実施している。

地域との連携について、自治体との災害時の連絡体制について、震度5以上の場合に自治会の役員が防災拠点を開設することになっており、防災拠点を通して自治体と連絡を行う。

自治体の地域防災の活動には、年1回の防災拠点の訓練（防災フェア）に参加して

いる。

自治会が自治体から防災の補助金を受けている。

マンション以外の連合自治会の防災活動に参加している。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等から求められていないとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援について、要援護者名簿の作成・更新に関連して、青葉区の支えあいカードを採り上げ、民生委員が訪問して随時更新しているとする。

災害時に集会所は災害対策本部になるために高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために利用できず、医療拠点の小学校に行ってもらおうとする。

支えあいカードはあるが、支援や避難の手伝いをまだ具体化をしていないとする。

地域ケアプラザが福祉避難所であると認識しているとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法について、居住者の中に看護職・福祉職の人がおり、この人からその対応方法の情報を得ている。しかし、看護職・福祉職などの人をリスト化し、共同の話合いの場を設けてはいないとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の居住者の独自の情報網がなく、個人情報保護との関係で民生委員との情報共有が出来ていない。月1回の一斉清掃以外にコミュニティ活動がなく、情報を得ることに限界があるとする。

2.3.2 県ドリームハイツ

県ドリームハイツは、神奈川県横浜市戸塚区の高台にある団地である。

防災対策について、管理組合・自治会・自主防災隊が防災対策の実施主体となっており、県ハイツ災害対策連絡会議を開催し防災対策を行っている。この会議は2ヶ月に1回の間隔で開催されるが、自主防災隊は

月1回の間隔で開催されている。これらの組織が災害対策本部を構成している。

新型コロナウイルス感染症及び地域高齢化に沿った防災マニュアルを作成している。この中で、高齢者は「いつとき避難所」に行けない人について自宅での安否確認の対象となっている。要援護者及び支援者は事前登録し、災害対策本部へ連絡することになっている。

防災訓練は年2回の春と秋に定期的を実施している。防災訓練では、安否確認、消防署が参加した消火訓練、ライフライン欠如訓練などを行っている。

災害時の家庭の備え（1週間分）についての注意喚起を防災通信と防災訓練で実施している。

災害時の避難場所・ハザードマップを周知している。ハザードマップは、各棟や各棟以外の広場の掲示板に掲載している。地域防災拠点は横浜深谷台小学校であり、広域避難所は俣野公園である。災害時の在宅避難を推奨している。

災害時に使用する道具や備品等は防災倉庫に入れて準備している。

災害時の居住者の安否確認は、前述したように防災訓練のメニューになっている。

耐震診断で強度が弱いことが分かったので、耐震改修の予定である。

班ごとに月1回の掃除を行っている。これは災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通になるとする。防災訓練もそうであるとする。

防災意識の向上については、防災訓練や防災通信を通して実施している。

地域との連携について、自治体との災害時の連絡体制を、自治会は横浜市（戸塚区役所）、消防署、警察署と有する。自主防災隊は消防署と有する。

地域防災拠点・避難所の横浜深谷台小学校の運営に自治会長や自主防災隊長がかかわることによって、自治体の防災活動に参加している。

マンション以外の自治会・町内会の防災活動には参加したことがなく、被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等からも求められていない。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援について、要援護者名簿の作成と更新に関連して、安否確認シートにより要援護者のチェックを行っており、自治会は安否確認シートの全棟分を集計して災害要援護名簿を作成しているとする。これは、要援護者の所在の確認だけに利用されている。

災害時要援護者（要配慮者）への取り組みマニュアルがあるが、現在活用されていないとする。この中の本人情報シートを全自治会員に配布したが、医療情報の部分为中心であり本人が保管するものであるとする。本情報シートの中の家族知人連絡先の部分は、緊急連絡先メモとして孤独死防止対策等に役立っているとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために災害時の集会所等の利用に関連して、火災の時に集会所の利用ができるとする。

自治会が自治体から要援護者名簿をもらっているが、要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画への協力依頼はない。

福祉避難所は知っているが、入居者が多く実際上利用できないのが現状であるとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を知っている。民生委員からケアプラザに連絡することがある。「ボランティアバンク・えん」から支援を受けている人もいる。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援策を講じていない。安否確認シートで要援護者の所在は分かっているが、それ以上のことはしていないとする。

2.3.3 京急シティ追浜L-ウィング

京急シティ追浜L-ウィングは、神奈川県横須賀市夏島町の海・河川の近くにあるマンションである。

防災対策について、管理組合と自治会を中心にL-ウィング自主防災会を組織し、防災対策の実施主体となっている。

災害時活動の手引きと東京防災読本を各戸に配布している。前者は震度5強以上の首都直下型地震が起きた場合の自助・共助の手引きであるとする。災害対策本部開設手順も作成している。

災害対策本部開設手順の中に情報班の役割として、各世帯の安否確認、要救援者情報、医療機関の把握がある。救出救護班の役割として、傷病者の応急手当を行い、自立可能であれば医療機関の紹介、自立不可であれば消防に連絡し、マンション外への搬送も対応するとする。その他に、消火班、避難誘導班、給食給水班、警備班の4班が役割分担をしているとする。

定期的な防災訓練を年1回実施している。震度5強以上を想定して安否確認シートを使って救護救助が必要か無事かを確認する。エレベータの救出訓練や中学校の避難所開設訓練も実施している。

災害時の家庭の備えについて注意喚起しており、食料・水は5.6日分の備えが必要であることを伝えている。2024年3月に非常用簡易トイレについて全戸に周知し、4月と5月に斡旋募集を行うこととした。

中学校が広域避難所となっていることを周知している。ここは火災の時に役立つとする。自治体が作成したハザードマップ（津波マップ）を全戸に配布している。

津波・地震対策として災害時の在宅避難を推奨している。

防災倉庫に災害時に使用する道具や備品などを備えている。AEDは2か所に備えており公表している。

災害時の居住者の安否確認は、居住者台帳を参考にした安否確認シートによって実

施している。

2006年に完成した建物のために耐震診断・耐震改修は行っていない。

災害時に備えて通常時に居住者間の意思疎通について、65歳以上の人を対象に民生委員と自治会が月1回の「いきいきサロン」を開催している。夏祭りや新年会も実施している。

災害時活動の手引きや防災訓練によって防災意識の向上に努めている。

地域との連携について、自治体との災害時の連絡体制は、津波・消防訓練において確認している。

前述したように自治体の地域防災（避難所開設・運営等）に参加している。

防災の備品について自治体から防災の補助金を受けている。

マンション以外の自治会・町内会の防災活動について、避難所開設を共同で行っている意味で参加している。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等からも求められていない。しかし、津波の時に一時の避難所として提供できる。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援について、要援護者名簿の作成と更新に関連して、居住者台帳の一部が要援護者名簿になっており、2年に1回更新をしているとする。記載内容に変更があればその都度提出をしてもらっているとする。居住者台帳を70歳以上のホルダー、要援護者のホルダー、階層ごとのホルダーに分けているとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために災害時に集会室や和室が利用できるとする。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画への協力依頼はない。

福祉避難所が中学校の広域避難所に併設されることを承知しているとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者

等の対応方法について、マンションにいる民生委員や看護師が知っているとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援策を講じていない。今後の課題とする。

2.3.4 海老名みずほハイツ住宅

海老名みずほハイツ住宅は、神奈川県海老名市にある住宅地と田畑の間にあるマンションである。

防災対策について、自治会が主体となり管理組合と共同で防災対策を実施する自主防災組織を作っている。

令和3年に海老名みずほハイツ自治会が作成した「海老名市 地区防災計画 海老名みずほハイツ」は、計画の推進体制において、要配慮者に対する効果的な避難支援活動を行うために自主防災組織と民生委員等との連携を指摘する。したがって、自主防災組織の役割は、地区の民生委員や消防団などと連携し、避難行動要支援者を把握し避難支援体制の確立をすることを指摘する。その際に、地区のイベント、防災訓練、日常生活の場面を通じて「顔の見える関係」を作ることに努めるとする。避難の場合には、情報班が避難行動要支援者の状況把握を行い、救出救護班と民生委員が安否確認をできていない避難行動要支援者の避難支援を行うとする。避難誘導班は在宅避難を断念した場合の避難行動要支援者の優先避難を支援するとする。情報班等の役割が「みずほハイツ自主防災マニュアル」にも記載されている。

定期的な防災訓練を年1回実施している。昨年は避難所開設、防災本部の立上げ、防災訓練の合計3回実施した。防災訓練の参加者は少なく安否確認のフラッグを出した人は25%である。

災害時の家庭の備えについて、団地生活のしおりの中で防災の備えを周知し、みずほサポートクラブの「すまいる」会報や自治会の「歩み」でも防災の備えを周知して

いる。

災害時の避難場所やハザードマップを周知している。避難場所は、一時避難所の大谷第一児童公園、避難所の勝瀬文化センターである。

災害時の在宅避難を推奨している。ドアの改修でドアが開かなくなることはなくなった。

災害時に使用する道具や備品などは、各戸や防災倉庫で備蓄されている。

災害時の居住者の安否確認は、安否確認用のフラッグを出すことによって行っている。2024年3月10日に特別に安否確認訓練を行った。黄色フラッグを出すと「無事です」という合図である。

耐震診断を1号棟と5号棟のみ実施した。その他の棟は実施していない。

災害時に備えて通常時の意思疎通に関連して、みずほサポートクラブが高齢者の助け合いを行っている。「喫茶すまいる」、健康教室、病院への送迎介助などを行っている。災害時の安否確認をする計画がある。

防災意識の向上にも努めている。

地域との連携について、自主防災組織の隊長に自治体から連絡が来るなどの自治体との災害時の連絡体制がある。

定期的な防災訓練で述べたように、自治体の地域防災の活動（避難所開設・運営等）に参加している。

自治体から備品購入のために防災の補助金を受領している。

他の自治会と連携しているという意味でマンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加している。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等からも求められているかに関連して、自治体と集会所を避難所とする協定を締結している。被災者を実際に受け入れるのは難しいが、近くの戸建てに居住している人を受け入れても良いとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援について、要援護者名簿を作成し更新しているのかに関連して、自治会は避難行動要支援者名簿を自治体から受領している。この名簿の情報と今まで自治会が得た情報を合わせて海老名みずほハイツ自治会避難支援対象者を決めている。高齢者・障がい者の部屋番号を黒字にして、自治会の役員はこれを安否確認に役立てる。居住者名簿はあるが同居の者の情報が最新化されていない。要配慮個人情報のとり方や第三者への公表のあり方が課題となっている。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために災害時の集会室等を利用できる。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画への協力依頼はない。避難行動要支援者名簿を具体的にどのように生かすのかは決まっていない。

わかば会館という名の福祉避難所があることは知っている。これは200メートル先にある。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法について、一般的に認知症の対応方法を知っているが、障がいごとの接し方は知らない。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援策について、手すりを平成25年に設置した。みずほサポートクラブが病院への送迎・介助、駅・スーパーへの送迎・介助、洋服の直し・縫製、散歩・買物の同行などを行っている。高齢者の一人暮らしの人が多いため、みずほサポートクラブが会員に対して声掛けをしようと考えている。

2.3.5 メイフェアパークス溝の口

メイフェアパークス溝の口は、神奈川県川崎市高津区の住宅地にあるマンションである。

防災対策について、管理組合と自治会が防災主体となる防災協議会が行っている。

防災協議会会則によれば、情報連絡班が安否確認を行い、救出救護班が負傷者・要援護者等の救出・応急手当を行い、避難誘導班が災害時要援護者対応を行うことになっている。

メイフェアパークス溝の口防災マニュアルを作成し、全戸に配布している。

防災マニュアルによれば、自助の家族防災会議の中で幼児や老人の避難を誰が見守るのかについての指摘がある。

共助の自主防災組織の活動の中で情報連絡班による安否確認、救出・救護班等による災害時要援護者の誘導と救助に関する指摘がある。

公助の中で川崎市の災害時要援護者避難支援制度を紹介し登録を促している。

定期的な防災訓練を年2回、5月と11月に実施している。防災訓練の内容は防災協議会でその都度決めている。防災訓練には、高津消防署（消火訓練）と赤十字奉仕団（AED操作訓練、三角巾使用訓練）も参加している。

災害時の家庭の備えについて、防災協議会の発行する「防災かわら版」と自治会のメイフェアクラブ通信で注意喚起を行っている。

災害時の避難場所である久本小学校等や一時避難所である久本鴨居町公園（提供公園・敷地外）を周知している。ハザードマップを全戸に配布している。

災害時の在宅避難を推奨している。上階に居住し地震による大きな揺れに不安のある人は1階にある共用施設等で寝泊まりができるとする。

災害時に使用する道具や備品などを準備している。ソーラーシステムの充電器、高齢者・身体障がい者のための非常用階段避難車も備えている。

災害時の居住者の安否確認について、年2回行う防災訓練において安否確認を実施

している。各棟ブロックの委員が一人で10戸～20戸を担当する。各戸のドアの外側にはった安否確認カードを確認してブロック別安否情報シートに記入し、「救助求む」表示住戸へ声掛けを行う。安否確認カードを出していない住戸にはブロック委員やその他の居住者が協力する。各棟エントランスで待つ棟隊長にブロック別安否情報シートを渡して安否確認の結果を伝える方法を採用している。

新耐震基準以降の建物であるので耐震診断をしていない。

災害時に備えて通常時の意思疎通に関連して、自治会のメイフェアクラブがサマーフェスティバル、クリスマス、ハロウィンなどの季節ごとのイベントを行って親睦を図っている。

防災意識の向上を防災協議会の発行する「防災かわら版」と自治会のメイフェアクラブ通信を活用して実施している。

地域との連携について、自治体との災害時の連絡体制がある。高津・マンションネットワーク協議会が設立される。

自治体の地域防災の活動（避難所開設・運営等）の参加について、年1回10月に実施される高津区の防災訓練や避難所運営会議・開設訓練に参加している。

自治体からの防災の補助金について、防災訓練や備品の補助金を受けている。

マンション以外の自治会・町内会の防災活動の参加について、ザ・タワー&パーク田園都市溝の口や日商岩井溝の口マンションの防災活動に参加したことがある。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等からは求められていない。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援について、非常災害時における要援護者届を提出してもらい、これを元に要援護者名簿を作成し、更新している。これには、氏名、性別、年齢のほかに、高齢、病弱、障害、幼児・年少、その他の援護を

要する理由、川崎市要援護者の登録の有無、安否の確認、緊急連絡先への連絡、水・食料等の運搬、必要な医療・看護・介助、その他の希望する援護、援護時の留意事項を記載してもらった内容となっている。これらの事項のデータが整理されている。全体の居住者のうち災害時要援護者届を提出している居住者の割合は12.6%である。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために災害時の集会室等を利用できる。C棟の元託児施設が利用できるようにする予定である。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画への協力依頼はない。

福祉避難所について、高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等に情報提供を実施したことがない。また、高齢者等の在宅避難者が福祉避難所を利用する際の手続きを知らないとする。また、高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を知らないとする。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援策について、エレベータ故障時の障がい者等の階段移動用の補助用具を常備したとする。

2.3.6 よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア

よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシアは、神奈川県横須賀市平成町にある海の近くにあるマンションである。

防災対策について、管理組合と自治会が防災主体となるソフィアステイシア自主防災会が行っている。

平成27年にソフィアステイシア自主防災会が作成した「よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア地区防災計画」は、横須賀市の災害時要援護者対策と災害時要援護者の避難対策を指摘している。その上で、災害対策本部の設置後の避難誘導班の

役割として班内の負傷者及び災害時要援護者の避難援助を指摘している。

平成27年に作成した「わが家の防災対策ハンドブック」は、災害対策本部が避難指示を発出した場合に関連して、災害時要援護者に登録された人と重度の要援護者に登録された人の救助班員による避難支援に言及する。このハンドブックの災害対応マニュアルに関連して、大地震発生から1時間以内の対応の中の津波警報等がない場合において、居住者が隣近所に声を掛け合って要援護者を引率して一緒に避難すること、避難誘導班が班内の健常者を指揮して、要援護者の避難支援を行うこと、津波警報等が発表された場合において1階から5階の居住者が要援護者の避難支援に協力すること、6階以上の居住者が1階から5階の要援護者の避難支援を行うこと、各棟の臨時指導部及び避難誘導班が要援護者の避難支援を行うことを指摘する。

また、大地震発生後の1時間後～15時間後の対応の中の津波被害が無い場合において、健常な居住者が要援護者の救護を行うこと、対策本部が要援護者の対応を協議すること、津波被害を受けた場合において1階から5階の要援護者が班長を通じて対策本部と相談すること、6階以上の要援護者が班長を通じて対策本部と相談すること、健常な居住者が要援護者の救護を行うこと、対策本部が要援護者の対応を協議することを指摘する。

また、大地震発生から2日目の対応の中の津波被害が無い場合において、避難誘導班が班内住戸の要援護者の状況を本部へ報告すること、津波被害を受けた場合において、避難誘導班が班内住戸の要援護者の状況を本部へ報告することを指摘する。

また、大地震発生から3日目以降7日目まで対応の中の津波被害が無い場合において、居住者が要援護者のいる世帯のために物資運搬や買物代行などの生活支援を行うこと、対策本部がジュニアレスキュー隊を

指揮し要援護者のいる世帯のために物資運搬や買物代行などの生活支援を行うこと、要援護者の心身のケアを行うこと、津波被害を受けた場合において、居住者が要援護者のいる世帯のために物資運搬や買物代行などの生活支援を行うこと、対策本部がジュニアレスキュー隊を指揮し要援護者のいる世帯のために物資運搬や買物代行などの生活支援を行うこと、要援護者の心身のケアを行うことを指摘する。

「住民共助の防災読本 ソフィアステイシア危機管理マニュアル（2011年改訂版）」は、棟別ブロックの避難誘導リーダーには災害時要援護者情報が開示されること、災害時要援護者の救助または避難支援を行うこと、ブロック内の居住者の交流を図り災害発生時に円滑な住民共助できるように年1回以上住民交流会を開催すること、非常時における災害時要援護者と重度の要援護者に登録された人が行う救助の準備を指摘している。

防災訓練を年1回実施している。令和5年度総合防災訓練実施案内及び実施要領によれば、防災訓練において、安否確認訓練、災害時要援護者の避難支援訓練が行われている。時系列に、たとえば、1階～5階の居住者が隣近所に声を掛け、班内の災害時要援護者を引率して一緒に避難すること、6階以上の居住者も隣近所に声を掛け、班内の災害時要援護者を引率して一緒に避難すること、班長の指示を受けて1階～5階の災害時要援護者の避難支援を行なうこと、副班長または避難支援者が災害時要援護者を補助して一緒に避難すること、居住者が班別避難場所に集合したら、班長は災害時要援護者の避難状況など、班内の指揮をとること、本部長が防災用無線機で班長に対し要配慮者の避難支援などの確認を指示することを挙げている。

令和5年総合防災訓練出席・欠席回答書には、災害時要援護者に該当する人の氏

名・年齢、一人暮らしの高齢者・高齢者だけの世帯、身体に障がい等を有する人の内で一斉避難訓練への参加に不安がある人の申告欄がある。

なお、緊急時の人命救助のために住戸の立入権を管理規約で定めている。マスターキー制度があると望ましい。

災害時の家庭の備えについて、防災ハンドブック、年2回の防災講習会及び住民交流会、掲示板によって注意喚起している。

災害時の避難所は行政的には山崎小学校である。マンション内では、火災の場合は地上避難で南側の公園に集合するが、地震と津波の場合は6階以上の班別指定避難集合場所に集合する。津波のハザードマップは掲示したり、防災講習会の時に説明を行っている。

災害時の在宅避難を推奨している。

災害時に使用する道具や備品は四つの防災倉庫で準備している。

災害時の居住者の安否確認体制ができています。安否確認について、「わが家の防災対策ハンドブック」に中の災害対応マニュアルにおいて時系列で居住者、避難誘導班、対策本部ごとに記載されている。このことは令和5年度総合防災訓練実施案内及び実施要領においても記載されている。

耐震診断・耐震改修はしていない。構造計算上問題がない。

災害時に備えて通常時の居住者間の意思疎通について、住民交流会、挨拶運動、夏祭り、桜祭りなどを行っている。長寿会という組織があり、原則として65歳以上の人が会員であるが賛助会員として65歳未満の人も参加している。この組織は会員が日常的な見守りや買物支援などを行い、見守りの対象者も会員になっている。買物で重い物は自治会の役員も手伝っている。

防災意識の向上について、防災訓練、防災講習会などによって働きかけている。

地域との連携について、自治体との災害時の連絡体制がある。

自治体の地域防災の活動（避難所開設・運営等）に参加している。山崎小学校に避難所が設置される。全体訓練が年1回実施される。

自治体からの補助金を受けたことがある。

マンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加している。七つのマンションで連自治会を構成している。近隣の6町内会とともに避難所運営委員会を設置し、委員会が年5回実施されている。地域の大規模商業施設群（大型スーパー、県立大学など）との間で地域運営協議会を設置し、定期的に防災に関する打合せなどを行っている。

被災者の受け入れ先として津波避難ビル協定書を自治体に提出したが停止していて取組みが進んでいない。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援について、要援護者名簿を兼ねている居住者台帳（回収率96%）を作成し更新をしている。

居住者台帳には、氏名、性別、生年月日、血液型のほかに、自力避難の支障のある事項、常用薬、禁忌薬、かかりつけ病院名、病院等の電話番号、病院などの所在地、担当医師、診療科目・既往症、帰宅困難者の有無、緊急連絡先に関する記載欄がある。この台帳に中にお困りごと情報の例示として災害発生時の避難援助も入っている。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために災害時の集会室等を利用できる。集会室のほかにゲストルーム、会議室、13階パーティールームもある。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画への協力依頼はない。しかし、視覚障がい者や身体障がい者などの人を念頭に自発的に計画して訓練をしている。

福祉避難所を知っている。山崎小学校が

一時福祉避難所となる。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を知っている。横須賀共済病院を退職した看護師、救急救命士、防災士がいるので、その対応方法の知識を持っている。自治会が防災士の資格取得の費用を支出している。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援策をしている。避難の担架を貸したり、おんぶ紐を貸している。自治会役員のほかに近隣住民と日頃からコミュニケーションをとっており、要援護者名簿に基づいて支援をしている。

2.3.7 レイディアントシティ本郷台

レイディアントシティ本郷台は、神奈川県横浜市栄区にある駅・繁華街にあるマンションである。レイディアントシティ本郷台は、2022年9月によこはま防災力向上マンション認定（ハード、ソフト）、2023年12月によこはま防災力向上マンション認定（ソフト+）、2023年2月に横浜市マンション管理計画認定（市内5番目、全国25番目）を受けている横浜市では数少ないマンションである。

防災対策について、管理組合が防災対策の実施主体となって行っている。

危機管理教育研究所のファースト・ミッション・ボックス®（FMB）を取り入れて被災直後の初動対応を行っている。また、マンション地震対応支援協会の地震対応箱（MEAS）を購入し導入を検討している。さらに2022年12月に横浜市マンション初となる「公的避難所の協定締結」を横浜市と締結し、地域防災への協力を行っている。

レイディアントシティ本郷台防災マニュアル（震災編）は、要援護者について、火災が発生した場合における火災の延焼阻止を試みる際に要援護者の避難を確認すること、災害発生後の復旧作業の場合における高齢者・障がい者などの災害時要配慮者に

配慮することを指摘している。

自衛防衛隊の編成と任務において、安否確認班が災害時の任務として要援護者リストを確認し、要援護者宅の訪問を行い、警戒宣言発令時の任務として災害時要援護者を中心とした居住者の状況調査を行うとする。

定期的な防災訓練を年1回実施している。VRの防災訓練を含めると年2回になる。自衛防衛隊の2022年秋期防災訓練行動マニュアル（案）は、自衛消防隊による避難の要援護者宅への訪問の指示、物資・生活班による要援護者宅への訪問と避難誘導対応、消火・救護班による要援護者宅への訪問と避難誘導対応、安全確認班による要援護者宅の訪問を指摘している。発災後に行うべき初動行動を示したファースト・ミッション・ボックスを利用する。

災害時の家庭の備えについて、ちらしを配布したり、エレベータに掲示して注意喚起している。

災害時の避難場所・ハザードマップについて、栄区の避難場所である本郷台小学校を周知し、ハザードマップを配布している。

災害時の在宅避難を自助努力として推奨している。

災害時に使用する道具や備品などを準備している。

災害時の居住者の安否確認は、ファースト・ミッション・ボックスを利用して行っている。要援護者宅を訪問し動ける人は一緒に公園に行き、動けない人はストレッチャーを利用する。ストレッチャーを2個所有している。

耐震診断・耐震改修はしていない。

災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通について、祭りやイベントを行っている。サークルが2団体ある。

ちらしの配布や掲示によって防災意識の向上を行っている。

地域との連携について、平時はあるが自

自治体との災害時の連絡体制はない。町内会で企画されていないので自治体の地域防災の活動（避難所開設・運営等）に参加していない。自治体から防災の補助金を受けたことはない。町内会で企画されていないのでマンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加したことがない。提案したが断られたので被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等から求められていない。

マンションというハコモノを活かした地域の防災力向上について、政官民で協議中である。地域交流活動として、本郷台駅前祭りにマンション管理組合として協賛して、駅前商店会や3自治会と共に実行委員会に参画している。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援について、要援護者名簿を兼ねた居住者名簿を作成し、年1回更新している。居住者名簿には、災害時要援護者の欄があり丸印の記入ができること、備考欄には要介護1というようなその事由を記載できること、特記事項欄には有事の際の要援護の依頼を書くことができるように作られている。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために災害時に集会所等を利用できる。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画への協力依頼はない。

福祉避難所を知っている。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法を具体的に知らない。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援策を講じていない。

2.3.8 グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ

グランフォーレ戸塚ヒルブリーズは、神奈川県横浜市戸塚区にある住宅地の高台にあるマンションである。

防災対策について、管理組合と自治会が

防災対策の実施主体である。自治会の中に防災委員会がある。

グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ災害時対応マニュアルには、災害時対応内容として本部機能の実施の中に要援護者の安否確認が含まれている。要援護者の確認は、自治会が75歳以上の人に贈る敬老の日のプレゼント案内を出して申請書を提出してもらうことによって行っている。さらに、民生委員に申請書の内容を確認してもらっている。その他に、自治会が高齢者か否かが分かる管理組合の居住者名簿を閲覧することもできる。

居住者向け災害時対応マニュアルには、要援護者のことは書かれていないが、安否確認のルールが記載されている。居住者向け災害時対応マニュアルは、防災訓練のチラシの裏側に記載して年2回配布している。

災害時の家庭の備えについて、居住者向け災害時対応マニュアルによって注意喚起している。

災害時の避難場所・ハザードマップについて、集会所で公開している。

災害時の在宅避難を自治会だよりや防災訓練などで推奨している。

災害時に使用する道具や備品などを防災倉庫で準備している。年1回棚卸しをしている。

災害時の居住者の安否確認は、居住者各人が集会所に来て安否確認ボードに居住者数を分母にして、居住者安否確認数プラス来訪者安否確認数を分子にして数字を記載する方法によって行っている。要援護者には防災委員会が訪問し、返事がなければ不在か倒れている場合がある。理事長がドアを強制的に開けることができる管理規約を定めた。

免震構造であるために耐震診断・耐震改修はしていない。

災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通について、3月のグランフォーレ桜祭

りなどを行っている。

防災訓練や桜祭りの防災委員会のブースによって防災意識の向上を行っている。

地域との連携について、自治体との災害時の連絡体制がある。

自治体の地域防災の活動（避難所開設・運営等）に参加している。自治会長が運営委員長になり、それ以外の5人の防災委員会の委員も参加している。管理組合の理事も参加している。

物品の購入のために自治体からの補助金を受けたことがある。

地域防災拠点の訓練に参加しているという意味でマンション以外の自治会・町内会の防災活動に参加している。

被災者の受け入れ先として自治体やマンション以外の自治会・町内会等から求められていない。しかし、被災者の一時的な受け入れは可能である。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援について、要援護者名簿を作成し更新をしていない。前述した安否確認の方法によって要援護者を確認する。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のために災害時に集会室等を利用できる。

自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画への協力依頼はない。しかし、要援護者宅を防災委員会が訪問し、返事がなければ不在か倒れている場合があり、理事長がドアを開けて立入る。その時の状態に対応をする。怪我をしていれば、医療機関に連れていくこともある。リアカーなどの準備をしている。

福祉避難所を知っている。その他、民生委員がいるので相談する。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法について、防災士が認知症研修を受けているので知っている。認知症の疑いのある人がいないので、マンションで認知症サポーター養成講座を開催していな

い。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援策について、基本的に自助であり、支援策は今後の課題である。

3. 結び

2.1と2.2において、アンケート調査の全体の傾向を検討した。2.3において、アンケート調査に応じてもらったマンションの中から比較的良い取組をしているマンションを抽出してインタビュー調査を行った。このインタビュー調査の詳しい分析はまだしていない。

今後の課題として、2024年度に行う研究は、2023年度に実施したアンケート調査及びインタビュー調査の詳しい分析をしながら、神奈川県以外の地域の対策を比較し、マンションで実施可能な対策を示すことである。この結果として、分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災に関する対応マニュアルの指針を提案することである。

その際に、災害が与える独居認知症高齢者等への影響を仮定し、医療・福祉分野の関与を検討し、平時からの取組を明らかにすることなどが研究のポイントになる。

防災をきっかけにして平時から住民交流会等のようなマンション内にコミュニティが形成され、このことがマンションの防災以外の取組に良い影響を与えると推測できる。この分析もできれば実施したいと考えている。

さらに、独居認知症高齢者等の支援のためには、災害救助法を改正し「福祉」を明確に位置付けて、平時から社会福祉協議会等の福祉団体・機関等がかかわる体制を作るのが良いと考える。

これらに伴って、一人暮らしの認知症高齢者などの支援策の実効性を高めるために、これを実施するマンションに公的な認証と特典を与えることも考えてよいであろう。

2024年度においては、これらの調査と提案を踏まえて、全国的な視点から一人暮らしの認知症高齢者などの置かれた状態を考慮した分譲マンションにおける指針・支援策を提案したいと考えている。